

資料 1	令和 4 年 9 月 1 6 日
	第 1 回スマートウェルネスあさひかわプラン懇談会

進行役の選出及び職務代理者の指名について

1 進行役の選出について

スマートウェルネスあさひかわプラン懇談会開催要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、参加者の互選により進行役の選出を行います。

2 職務代理者の指名

進行役の選出後、スマートウェルネスあさひかわプラン懇談会開催要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、進行役が職務代理者の指名を行います。

スマートウェルネスあさひかわプラン懇談会開催要綱

(会議の進行)

第 4 条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

- 2 進行役に事故があるとき、又は進行役が欠けたときは、参加者のうちあらかじめ進行役が指名する者がその職務を代理する。

スマートウエルネスあさひかわプラン懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 (仮称) スマートウエルネスあさひかわプランの策定を推進するため、スマートウエルネスあさひかわプラン懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、地域における健康に関する課題の把握及びその解決に必要な取組についての意見交換等を行う。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 保健、医療又は福祉に関し学識経験を有する者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 障がい者団体関係者
- (4) 市内の企業又は大学で働き、若しくは学ぶ者
- (5) その他市長が必要と認めた者

2 懇話会の参加者は6人以内とする。

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

2 進行役に事故があるとき、又は進行役が欠けたときは、参加者のうちあらかじめ進行役が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、保健所健康推進課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、保健所健康推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。